

は し が き

どこの国でもそれぞれの歴史をもった職業教育訓練の制度が存在するが、近年の社会経済情勢の変化を反映して種々の問題点が表面化して改善の方向が模索され、或いは体制度上の改革が行われるという状況が目立っている。このシリーズは、主としてこのような最近の動向に関する情報を提供することを目的とし、適当な文献資料の翻訳、或いはそれらを編集した解説の形式で継続刊行して行く予定である。

昭和56年7月

職業訓練研究センター

は　じ　め　に

現代英国の職業訓練制度の基礎となったのは1964年に制定された産業訓練法である。この法律は、産業ごとに権限ある機関として産業訓練委員会を設け、事業主の行う訓練の改善にあたらせるとともに訓練賦課金制度を導入し、その強制によって改善の実効を確保しようとした。これは、産業界が自主的に行うという伝統的な訓練の体制に国家が積極的に関与することとなったという意味で画期的な変化であったといつてよい。

1964年法は、産業訓練の改善に効果をあらわす一面、特に賦課金制度に対する批判が強く、1973年、それまでの運用の経験をふまえて制度の改正が行われ、雇用及び訓練法の制定を見ることとなった。この法律は、賦課金制度を一部修正するとともに、雇用と訓練の問題を所管する新たな機関として労働力事業委員会及びその実施部門として、雇用及び訓練をそれぞれ担当する2つの事業団を創設した。以後、訓練行政の上で、この委員会の発言力が次第に増大して行くこととなったが、制度改正の基本的目的である英国経済の体質改善、国際競争力の強化は意の如く進まず、1970年代半ばごろから新たな方策が検討されていたが、70年代末に入って再び制度改正の動きが表面化した。

その結果、昨1981年7月、1973年法は一部改正をみることとなったが、この改正の大きなねらいは、産業訓練委員会制度の合理化であり、改正法によって雇用相は、それぞれの産業分野において産業訓練委員会を新設、廃止又はその管轄区域を変更する権限を持つこととなった。すでに雇用相は、その管轄下にある23の産業訓練委員会のうち7分野だけを残してあとは廃止するという方針を決定したが、他方では、労働力事業委員会の勧告に基き、今後訓練政策の重点目標を定めてその実現をはかって行くとの所信を明らかにしている。

本稿は、以上のような英国産業訓練制度の流れの中で、主としてこの数年間の動きを紹介しようとするものであるが、その歴史的背景の理解のため、1964年法制定からの経緯についても簡単にふれることとした。

石川俊雄